

盛岡広域振興局長告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和6年3月22日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

- 1 路線名 大ヶ生徳田線
- 2 供用開始の区間 盛岡市黒川22地割8番9地先から紫波郡矢巾町大字西徳田第8地割25番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和6年3月23日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
  - (2) 期間 令和6年3月22日から同年4月22日まで